

指定紛争解決機関に関するお知らせ

平成22年10月1日



お客様各位

平素よりカードはフライをご利用いただき、誠にありがとうございます。
表記の件について、以下の通りお知らせ致します。

有限会社LEEZENは、貸金業法第12条の2の2に基づき、
貸金業務に係る指定紛争解決機関：『日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター』
との間で手続実施基本契約を締結いたしました。

<貸金業務に係る指定紛争解決機関>

名称 : 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地 : 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号 : 03-5739-3861

『日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター』は、
貸金業のご利用に関するさまざまなご相談・苦情をお受けするための
金融庁の指定を受けた機関です。
詳細につきましては日本貸金業協会ホームページをご覧ください。
【日本貸金業協会ホームページ】www.j-fsa.or.jp

なお、カードはフライでは、今まで通りご利用やご返済に関するご相談・苦情を
お受けしております。

フリーダイヤル (0120-848-226)へお問い合わせください。